

第 5 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成24年2月28日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年2月28日（火曜日）

午前10時2分開議

午後0時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第4号 平成23年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成24年度熊本県一般会計予算

議案第24号 平成24年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第27号 平成24年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第68号 熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第70号 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 訴えの提起について

議案第84号 訴えの提起について

議案第98号 指定管理者の指定について

議案第101号 専決処分の報告及び承認について

議案第102号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

②熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

出席委員（8人）

委員長 重村 栄

副委員長 高木 健次

委員 小杉 直

委員 氷室 雄一郎

委員 松田 三郎

委員 森 浩二

委員 西 聖一

委員 淵上 陽一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山本 隆生

総括審議員兼教育次長 岩瀬 弘一

総括審議員兼教育次長 阿南 誠一郎

教育次長 松永 正男

教育政策課長 田中 信行

高校教育課長 瀬口 春一

義務教育課長 谷 口 慶志郎
 学校人事課長 柳 田 誠 喜
 社会教育課長 石 川 仙太郎
 人権同和教育課長 川 上 修 治
 文化課長 小 田 信 也
 体育保健課長 城 長 眞 治
 首席審議員兼施設課長 後 藤 泰 之
 政策監兼
 高校整備推進室長 山 本 國 雄

警察本部

本部長 西 郷 正 実
 警務部長 金 高 弘 典
 生活安全部長 古 川 隆 幸
 刑事部長 吉 田 親 一
 交通部長 中 野 洋 信
 警備部長 吉 村 郁 也
 首席監察官 池 部 正 剛
 参事官兼警務課長 吹 原 直 也
 参事官兼会計課長 田 上 隆 章
 理事官兼総務課長 赤 星 裕
 参事官兼
 生活安全企画課長 堀 江 伸
 参事官兼刑事企画課長 吉 長 立 志
 参事官兼交通企画課長 木 庭 強
 参事官（運転免許） 江 藤 弘 文
 理事官兼交通規制課長 高 野 利 文
 参事官兼警備第一課長 高 橋 功 作

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦
 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時2分開議

○重村栄委員長 皆さんおはようございます。

皆さんおそろいでございますので、ただいまから第5回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといた

しました。

次に、前回12月の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

西郷正実県警本部長、よろしくお願ひします。

（西郷警察本部長の自己紹介）

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、本委員会に付託されました平成23年度2月補正予算と平成24年度当初予算及び条例等の議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、平成23年度2月補正予算について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、警察本部長、教育長からの総括説明は、平成23年度補正予算、平成24年度当初予算及び条例等の議案をあわせてお願いいたします。

なお、説明等を行われる際は、着席のままで結構でございます。

それでは、西郷県警本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○西郷警察本部長 それでは、説明をさせていただきます。

○重村栄委員長 着座のままで結構です。

○西郷警察本部長 常任委員会の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

おかげをもちまして、この1年、県警察が抱える多くの課題について、一定の成果をおさめることができました上、新年度からは警察官7人の増員配置が示されました。

これもひとえに、委員の皆様方を初めとする県議会の皆様方の多大な御支援のたまもの

でありまして、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、この2年間取り組んでまいりました県警察の総合治安計画である「安全・安心くまもと」実現計画2010の総括と、今後2年間取り組むこととしております「安全・安心くまもと」実現計画2012について御説明をいたします。

まず、実現計画2010の総括であります。去年は、九州新幹線の全線開業という大きな転機を迎えるとともに、東日本大震災の発生に伴う部隊派遣が続く中、治安上の不安が生じることがないように、知恵を絞った各種施策を推進した結果、基本目標の犯罪抑止では、刑法犯認知件数1万8,000件未満の定着という数値目標に対し、実績は1万4,045件でありました。

この数値は、実現計画2010策定時の平成21年比で2,970件、17.5%の減少、また、過去最多でありました平成15年比で1万4,928件、51.5%の減少、さらには平成16年以降、8年連続の減少という成果となりました。

また、交通死傷事故の抑止におきましても、昨年10月以降に死亡事故が多発したものの、各種取り組みの強化により、死者数95人以下、死傷者数1万4,200人以下の定着という数値目標に対し、結果は、死者数86人、死傷者数1万3,524人と、ともに目標を達成し、とりわけ死傷者数については、7年連続の減少となりました。

一方、県民生活を脅かす犯罪の検挙では、検挙人員の増加という目標に対し、実績は5,371人と平成21年比で454人減少し、目標を達成することはできなかったものの、内容的には、全国的に耳目を引く特異・凶悪事件を早期に検挙し、一定の成果をおさめることができたものと考えております。

このように、数値の上では、県民の皆様が安全、安心して暮らせる熊本県の実現に向け、着実な成果が見られるようになったところでございます。

しかしながら、昨年9月に実施をしました体感治安に関する県民の意識調査の結果を見れば、この数年間の県内の治安について、よくなった及びどちらかといえばよくなったと回答した人は、前回の調査より約6ポイント上昇したものの25.8%にとどまり、依然として30%以上の方が、悪くなった及びどちらかといえば悪くなったと回答をしており、県民の体感治安の改善は、いまだ道半ばと言わざるを得ない状況にあります。

そこで、今回、実現計画2010の検証結果や県民の意識調査結果、そして日々変化をする治安情勢などを踏まえまして、平成25年末までの総合治安計画として、「安全・安心くまもと」実現計画2012を策定いたしました。

実現計画2012では、県警察の運営方針であります「県民の期待と信頼に応える力強い警察」と、そのサブタイトルである「県民とともに築く安全・安心な社会」を基本理念とし、県民の体感治安を左右する要因に目を向けたきめ細かな警察活動を展開するため、3つの基本目標と8つの重点を上げ、各種治安対策を推進することとしております。

内容的には、これまでの方向性を大きく転換するものではありませんが、九州新幹線の全線開業に引き続き、熊本市の政令指定都市移行を間近に控えていることから、交流人口の増加等に対応できるよう、犯罪のグローバル化対策や暴力団対策を強化するほか、治安上新たな脅威になっておりますサイバー犯罪対策などに一層踏み込むとともに、社会全体の規範意識を向上させ、地域社会のきずなを強めるための各種施策を盛り込んだものとなっております。

本計画に基づき、警察職員が一丸となって、県民の皆様とともに、安全・安心なくまもとの実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、今後、より一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、実現計画2012のダイジェスト版のリ

一フレットを皆様の卓上に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、警察関係の議案であります、今回提案をしておりますのは、次の6件でございます。

第1号議案は、平成23年度熊本県一般会計補正予算についてであります。

これは、公安委員の報酬及び職員の給与費の過不足調整4億8,564万5,000円、それから退職手当の不用見込み額の減額4億8,006万7,000円、それから、その他契約残などの不用見込み額の減額1億6,306万3,000円などで、合計1億5,748万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

第20号議案は、平成24年度熊本県一般会計当初予算についてであります、これは、平成24年度の当初予算としまして、警察費総額385億3,165万7,000円をお願いするものでございます。

主なものを申し上げますと、平成23年度から平成25年度の3カ年で実施をします新熊本東警察署庁舎等整備事業14億6,436万5,000円、銃器事件に対応する現場警察官のための耐弾性能が高い防弾資機材を整備する1,137万4,000円、防犯ボランティア団体に対する物的支援を行いますみんなが安心して歩ける街づくり事業261万7,000円、暴力団排除に向けたシステム整備及び広報、啓発を行います暴力団総合対策の推進1,648万6,000円、それから信号機、道路標識等交通安全施設の新築、整備を行います交通安全施設等整備費7億3,104万9,000円などであります。

第73号議案は、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります、これは、熊本市が政令指定都市に移行し、区が設置されることに伴い、熊本市を管轄する警察署の管轄区域等の表記を改めるものであります。

第74号議案は、熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります、これは、警察法施行令の改正に伴いまして、本県警察官の定員が7人増員されることから、熊本県警察職員の定数を改めるものであります。

第102号議案は、専決処分の報告及び承認についてであります、これは、地方自治法179条第1項の規定によりまして専決処分をした1件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告及び承認に関するものであります。

報告第3号は、専決処分の報告についてあります、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をした9件13人の交通事故の和解の報告に関するものであります。

以上、議案の詳細につきましては、担当の者から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、総務常任委員会の御審議をいただいておりますけれども、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定概要、熊本県収入証紙条例の一部改正の概要につきましても、後ほど担当の者から説明をさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、田上会計課長。

○田上会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

まず、公安委員会費の補正額をごらんください。5万3,000円の増額をお願いしております、これは公安委員報酬の不足額でござ

います。

次に、警察本部費の補正額をごらんください。266万1,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費4億8,559万2,000円の増額は、職員給与、手当等の過不足調整によるものでございます。

2の退職手当4億8,006万7,000円の減額は、退職予定者数の減によります退職手当費の不用見込み額でございます。

3の警察一般管理費818万6,000円の減額は、庁舎光熱水費や警察統合OAシステム機器リース料工事費及び緊急雇用創出基金事業のうち、安全・あんしんサポート事業における車両リース料等の不用見込み額でございます。

次に、警察施設費の補正額をごらんください。9,135万1,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費236万2,000円の減額については、庁舎清掃等の庁舎保守管理委託費の不用見込み額でございます。

2の警察施設整備費8,898万9,000円の減額については、警察署庁舎の耐震改修工事費の契約残を不用見込み額として計上しております。

次に、運転免許費の補正額をごらんください。1,123万8,000円の増額をお願いしておりますが、これは高齢者講習・認知機能検査の委託料の不足額でございます。

2ページ目に移ります。

警察活動費の補正額をごらんください。7,476万4,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費496万5,000円の減額は、被留置者数の減に伴う被留置者食糧費等の不用見込み額等でございます。

2の生活安全警察運営費1,332万2,000円の減額は、緊急雇用創出基金を活用しておりますセーフティーパトロール活動委託事業や女性も安心して歩ける繁華街づくり事業の不用

額でございます。

3の刑事警察運営費417万9,000円の減額は、緊急雇用創出基金を活用しております初動捜査サポート事業の不用額でございます。

4の交通警察運営費3,103万8,000円の減額は、放置車両確認事務委託の不用額及び自動車保管場所確認申請件数の減に伴う保管場所調査委託費の減額等を計上しております。

5の交通安全施設費2,126万円の減額は、交通安全施設等整備費における都道府県警察費補助金の内示減、地域自主戦略交付金の内示増に伴います事業費の減額を計上しております。

以上、警察費合計欄に記載しておりますように、平成23年度2月補正における予算総額は1億5,748万5,000円の減額となりまして、補正後の予算総額は384億4,911万2,000円となります。

次に、3ページをお願いいたします。

第1号議案(第3表債務負担行為補正)についてでございます。

まず、債務負担行為の追加設定としまして、交番、駐在所等の土地、建物の賃借に要する経費の補正をお願いしております。

次に、債務負担行為の変更設定については、警察関係業務として、平成24年度当初から、役務の提供を受ける必要のある責任者講習委託等2件につきまして、11月補正予算で設定しました4億4,414万5,000円に追加しまして、総額4億4,566万8,000円に変更するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○重村栄委員長 引き続き、教育委員会から説明をお願いいたします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 議案の説明に先立ちまして、一言御礼申し上げます。

重村委員長初め委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして熱心に御指導、御支援を賜り、大変ありがとうございました。

また、来る3月1日に行われます県立学校の卒業式に際しましては、大変御多用中にもかかわらず委員の皆様方の御出席を賜りますことに、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案等の概要について御説明申し上げます。

まず、平成23年度2月補正予算につきまして、第1号議案熊本県一般会計補正予算、第4号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算及び第7号議案熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算におきまして、総額2億6,683万円余の減額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、1つ、国の第3次補正予算対応分といたしまして、高校生等修学等支援基金への積み増しを行うもの及び特別支援学校の耐震改修事業等を前倒しで実施するもの、そして2点目、事業費の確定等に伴います所要の減額補正を行うものでございます。

また、青少年教育施設管理運営業務等に係る債務負担行為の設定、藤崎台県営野球場災害対策事業等に係る繰越明許費の補正をお願いいたしておるところでございます。

次に、平成24年度当初予算につきまして、第20号議案熊本県一般会計予算、第24号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計予算及び第27号議案熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,540億8,035万円余をお願いいたしております。

以下、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、県立高等学校再編整備に向けた取り組みにつきましては、県立高等学校再編整備等基本計画に基づき、中期案件の施設整備及

び後期実施計画の策定に向けた検討を進めますとともに、再編整備対象校の学校運営を支援してまいります。

次に、特別支援教育につきましては、重度・重複障害児童生徒の安全で安心な学習環境を整備するために、新たな特別支援学校設置に向けて、新設校の設計に着手してまいります。

次に、高校生の就職支援につきましては、キャリアサポーターを25名配置いたしまして、きめ細かに対応するとともに、生徒の勤労観、職業観を醸成するために、インターシップを充実させてまいります。

また、商工観光労働部と連携して、熟練技能者等を工業・農業高校へ派遣し、生徒の専門性を高めますとともに、進路目標の確立を図ってまいります。

次に、児童生徒の学力向上対策につきましては、教職員研修会や評価問題の開発、学力調査を実施し、児童生徒の学力向上に努めてまいります。また、中学生向けの英語音声CDを効果的に活用するためのDVD制作や英語教師向けに研修会を実施し、中学生の英語力の向上を図ってまいります。

次に、環境教育につきましては、児童生徒の水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するために、県内すべての小学5年生が水俣市に行って学習できるよう支援してまいります。

次に、いじめ・不登校対策につきましては、それらの積極的予防及び解消に向けまして、校内生徒指導体制の充実のための教職員研修の実施や、スクールカウンセラー、いじめ・不登校アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどの活用を通して、学校における教育相談体制の支援を図ってまいります。

次に、人権教育につきましては、学校の管理職や人権教育主任を初め、全教職員の人権問題についての基本的認識を深め、実践的な

指導力の向上を図るために、各種人権教育研修の充実に努めてまいります。

あわせて、人権教育推進資料の作成や社会教育における指導者の育成等を通して、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

次に、防災教育につきましては、東日本大震災を踏まえた、地域における体験型防災教育キャンプや管理職を対象とした研修会の実施等に取り組んでまいります。

次に、文化振興を通じた魅力あるくまもと創造に向けた取り組みでございます。

鞠智城につきましては、歴史的・学術的価値を広く示し、特別史跡の指定に向け、全国的な認知度向上と機運の醸成を図ってまいります。また、拡充、改修された永青文庫常設展示室において、細川コレクション永青文庫の魅力により多くの方々に紹介し、観光振興の発展に努めてまいります。

次に、債務負担行為の設定でございます。

新設水保高等学校の体育館改修工事等に係る経費につきまして債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、条例等議案につきましては、第68号議案熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例の外条例4議案、熊本県育英資金の返還金に係る訴えの提起及び専決処分議案、指定管理者の指定議案を提案し、他に職員による交通事故に係る専決処分の報告をいたします。

そのほか、厚生常任委員会で御審議いたしております熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして御報告をさせていただきます。

以上が、今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会所管の平成23年度2月補正予算の総括的な説明を申し上げます。

表紙に2月補正予算関係、教育委員会と書いてあります説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

補正を計上した事業は、人権同和教育課を除く各課に係る事業でございます。一般会計合計1億8,893万2,000円の減額補正でございます。

その下の欄、高等学校実習資金特別会計、それから育英資金等貸与の特別会計を含めまして、総合計2億6,683万3,000円の減額補正を計上しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

教育政策課分について御説明いたします。

まず、教育委員会費は、右の説明欄に記載してありますとおり、教育委員への報酬等の支給見込みの減による244万2,000円を減額するものでございます。

次の事務局費は、説明欄(3)教育情報化推進事業における委託契約入札の残などを初めとした所要見込み額の減によりまして551万5,000円を減額するものでございます。

次の教職員人事費は、1の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費におきまして、牛深高校教職員住宅売却において住宅の解体工事が不要になりましたことなどの所要見込み額の減によりまして1,279万1,000円を減額するものでございます。

また、2の教職員住宅等管理費につきましては、教職員住宅の家賃収入が当初の見込みより増加したことに伴いまして、一般財源からその他へ234万1,000円の財源更正を行うも

のでございます。

3ページをお願いいたします。

教育センター費は、説明欄3の(1)研修事業における研修出席職員の旅費の執行残等によりまして360万1,000円を減額するものでございます。

最後の恩給及び退職年金費、これは、年度途中の受給者の死亡によりまして、所要見込み額の減によりまして3,246万4,000円を減額するものでございます。

以上、総額で5,681万3,000円の減額補正を計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。

飛びますけれども、20ページ、繰越明許費の補正でございます。

1の追加分でございますけれども、これは、藤崎台県営野球場災害対策事業に係るものでございます。

2の変更分でございます。これは、特別支援学校施設整備事業に係るものでございます。

教育政策課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の4ページをごらんください。

上段の事務局費につきましては、右説明欄の1の(1)の県立高等学校再編・統合事業における所要見込み額の減は、阿蘇中央高校の校舎間バス運行委託の入札に伴う執行残による63万7,000円の減額でございます。

次の段の教育指導費は、6億9,163万1,000円の増額でございます。

主なものとしまして、右説明欄の1の(1)の通学支援事業における所要見込み額の減は、利用予定者の実績減による1,104万8,000円の減額でありまして、3の(1)の初任者研修における所要見込み額の減は、補充のため

の非常勤講師採用実績減による1,025万3,000円の減額などでございます。

また、4の(1)の高校生等修学等支援基金積立金については、国の3次補正に伴う国からの交付金の基金への追加の積み立て及び運用利息積み立てによる7億2,056万円の増額でございます。

続きまして、5ページをごらんください。

上段の教育振興費は、89万6,000円の減額でございます。

これは、説明欄1の(1)の県立中学校運営費の減でありまして、理科教育等設備国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

次の段の教育振興費は、281万7,000円の減額でございます。

これは、1の(1)の理科教育等設備費の減は、県立高校における国庫補助金の内示減に伴う63万円の減額及び2の(1)の産業教育設備整備費の所要見込み額の減は、入札に伴う218万7,000円の減額でございます。

3段目の学校建設費は、2,564万6,000円の減額でございます。

1の(1)の併設型中高一貫教育施設整備事業は、国庫補助金交付決定に伴う財源更正でございます。また、(2)の県立高等学校再編・統合施設整備事業の所要見込み額の減は、八代清流高校の施設整備の入札に伴う執行残や新設水俣高校の施設整備の事業計画変更に伴う入札に伴う執行残でございます。

4段目の特別支援学校費は、2万4,000円の減額でございます。

これは、1の(1)の特別支援学校における理科教育等設備費国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

育英資金等貸与特別会計繰出金は、2,807万8,000円の減額でございます。これは、育英資金の貸与申請者等の実績による減でございます。

以上、一般会計につきましては、6億3,35

3万3,000円の増額でございます。

次に、7ページをごらんください。

県立高等学校実習資金特別会計でございます。

農業高等学校費は、5万7,000円の減額でございます。これは、右説明欄の1の(1)にありますように、県立高等学校実習基金運用利息の積み立て額確定による減額でございます。

次に、8ページをごらんください。

育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金は、7,784万4,000円の減額でございます。これは、説明欄1にありますように、貸与申請者等の実績による減額でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして、総額5億5,563万2,000円の増額でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費4,376万円の減額をお願いしております。

まず、説明欄1の学校教育指導費ですが、1,909万5,000円の減額でございます。

(1)の理科教育支援員配置事業から(4)日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業の4事業につきましては、国庫委託事業費等の確定に伴う減額でございます。

(5)東日本大震災被災幼児・児童・生徒修学等支援事業については、被災幼児就園支援事業の対象幼児数の減に伴う所要額の減でございます。

次に、2の教員研修費ですが、1,127万9,000円の減額でございます。

(1)初任者研修は、高校教育課と同じく補充のための非常勤講師の採用減などに伴います支出見込みの減、(2)教職経験者研修は、1

7年目研修受講者減に伴う支出見込みの減、(3)の指導改善研修事業は、研修指導員配置減に伴う支出見込みの減でございます。

次に、3の児童生徒の健全育成費でございますが、1,338万6,000円の減額でございます。

記載しております3事業すべて、国庫委託金事業費確定に伴う減でございます。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

10ページをお願いします。

まず、事務局費でございますけれども、802万2,000円の減額をお願いしております。

これは、右の説明欄にありますように、1つは、職員共済費が当初見込みより増加しましたことによりまして、職員給与費1,480万9,000円の増額をお願いするものです。

それから、教育委員会の事務局職員の希望退職が予定よりも少なかったために、退職手当2,283万1,000円の減額によるものでございます。

次の教職員人事費でございますが、1億5,147万4,000円の減額でございます。

これは、説明欄1にありますように、教職員の退職者が当初見込みよりも減少したことによりまして、退職手当1億4,455万6,000円の減額でございます。

それから、2にありますように、管理運営費は、事業費の確定によりまして691万8,000円の減額によるものでございます。

その次の教職員費は、小学校の教職員に係るもの3,197万2,000円の減額、11ページが一番上の教職員費、これは中学校の教職員に係るものでございまして、こちらは4億4,439万4,000円の減額をお願いしております。いずれも、小学校、中学校の職員給与費、それから旅費の支出見込みによる減額でございます。

す。

次に、高等学校総務費でございます。713万6,000円の増額でございます。

これは、教職員給与費の支出見込みの増によりまして2,313万6,000円の増額、それから学校運営費の事業費確定により、1,600万円を減額するものでございます。

一番下の全日制高等学校管理費でございますが、2,253万8,000円の減額でございます。これは、学校運営費の支出見込みの減によるものでございます。

12ページをお願いします。

特別支援学校費でございます。7,020万9,000円の減額でございます。

これは、特別支援の教職員給与費の支出見込みの減によりまして1,047万1,000円の減額、それから学校運営費の事業費確定によりまして800万円の減額、それから就学奨励費の事業費確定によりまして5,173万8,000円の減額によるものでございます。

学校人事課、総額7億2,147万3,000円の減額をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いします。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の13ページをごらんください。

まず、社会教育総務費でございますが、3,942万6,000円の減額でございます。

主なものですが、2、地域・家庭教育力活性化推進事業費につきましては、国庫補助事業である放課後子ども教室推進事業などを実施する市町村の所要見込み額の減に伴い、565万1,000円を減額するものでございます。

3、社会教育諸費につきましては、緊急雇用創出基金事業である青少年教育施設環境整備事業などの所要見込み額の減に伴い、262万2,000円を減額するものでございます。

4、国庫支出金返納金につきましては、平成22年度に実施した放課後子ども教室推進事

業の国庫補助金が本年度に確定したことに伴い生じた国庫精算返納金170万7,000円を増額するものでございます。

次に、14ページをごらんください。

図書館費でございますが、1,032万4,000円の減額でございます。

主なものですが、2、事業費につきましては、国庫委託事業である図書館地区別研修などの所要見込み額の減に伴い、1,077万7,000円を減額するものでございます。

以上、総額4,975万円の減額でございます。

次に、21ページをごらんください。

債務負担行為の設定でございます。

電話相談室賃借につきましては、家庭教育電話相談事業で使用する相談室を年間賃借するものでございます。

青少年教育施設管理運営業務につきましては、県立青少年の家4施設について、本年度が指定管理者の指定期間の最終年度であることから、改めて平成24年度から平成28年度までの5年間を指定管理者への委託期間として債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の15ページをお願いします。

まず、文化費ですが、総額7,745万4,000円の減額でございます。

減額の主なものとしまして、説明欄2の文化財調査費において、国などの公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査の事業費確定により減額するものでございます。

資料16ページをお願いします。

次に、美術館費ですが、総額1,980万7,000円の増額でございます。

主なものとしまして、4の(1)の永青文庫常設展示振興基金積立金において、平成22年度末に受け入れを行いました寄附金を基金へ

積み立てるものです。

文化課分は以上でございます。よろしくお願いたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

まず、上段の保健体育総務費として211万5,000円の減額をお願いしております。これは、国庫委託金の内示減や事業の所要見込み額の減によるものでございます。

また、下段の体育振興費として647万6,000円の減額をお願いしております。これは国庫委託金の内示減によるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

体育施設費として62万4,000円の増額をお願いしておりますが、これは、説明欄1の(1)から(5)の、藤崎台県営野球場ほか4体育施設の管理運営費の所要見込み額の減と(6)藤崎台県営野球場災害対策事業による増との差し引きでございます。

また、教育施設災害復旧費として3,184万5,000円の減額をお願いしておりますが、これは災害査定結果による財源更正に伴う事業費の減によるものでございます。

総額では、3,981万2,000円の減額となります。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は19ページでございます。

まず、事務局費でございますが、国庫補助金の内示減に伴いまして112万の減額をお願いしております。

次に、資料中段の学校建設費ですが、6,044万4,000円の減額をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、説明欄の(2)校舎新・増改築事業では、計画変更などに伴う所要見込み額の減額、(3)の文化

財調査費は、埋蔵文化財調査に係る本調査が不要となったため、減額するものでございます。

次に、資料最下段の特別支援学校費でございますが、2億835万4,000円の増額をお願いしております。

主な内容につきましては、説明欄(1)の特別支援学校施設整備事業は、国の国庫補助金の内示増に伴うもの、それから(2)は、特別支援学校施設整備事業(国補正分)につきまして、国の3次補正に伴う特別支援学校の耐震改修などに要する経費の増でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

県立学校用地賃借につきまして、矢部高等学校プール用地及び人吉高等学校五木分校敷地の借り上げなどについて、平成24年度での執行を予定しているものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 そんなら私からよかですか。

義務教育課長が、さっきの補正予算の関係だったかな、道徳教育の熊本の心の話の説明されたですたいね。あれは何年ぶりぐらいにつくったつですか。そして、どの程度の配付を県内の学校関係にしたんですかね。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

約23年ぶりの改訂でございます。そして、県内すべての小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒数配付予定でおります。それと、市町村の公民館とか公立の図書館あたり

にも配付を考えております。

○小杉直委員 23年ぶりということですが、道徳教育の必要性についてはもう言うまでもないわけですが、この熊本の心という雑誌を23年ぶりということですが、もう少し期間を短縮して数年置きにというふうなことにはいかぬだったわけですか。

○谷口義務教育課長 今回全面的な改訂というところでは取り組んだところでございますけれども、予算的に今回ちょうど国の補助事業を活用することができまして、もっと早い時期にそういう部分の裏づけがあれば取り組めたものと思いますけれども、今回そういう形で国の補助を受けての改訂作業ができたというところでございます。

○小杉直委員 そんならこれは予算措置は国費、県費は入ってないんですか。

○谷口義務教育課長 はい、国費でございます。

○小杉直委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○氷室雄一郎委員 高校教育課ですけれども、この8ページの育英資金等貸付金7,700万円余とかなりの額ですけれども、これは申請者等の実績による減ということなんですけれども、少なかったということなんですか、簡単に言えば。

○瀬口高校教育課長 はい。予算を立てたときには少し多目に確保しております関係で、実際の申請者は、その見込みよりも少ない申請者であったということでございます。5,05

5名分を当初予算で組んでおりましたけれども、実績で——まだこれも見込みですが、実績見込みが今4,833ということで、約200名ぐらい見込みよりも少なかったということでございます。

○氷室雄一郎委員 現実のいろんな方からの問い合わせといたしますか、お声を聞きますと、何か非常に厳しいというお声も聞きますけれども、これはもう見込みよりも大幅に申請者が少ない状況という、そういう認識でよろしいんですか。——わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○西聖一委員 高校教育課と義務教育課の中で、理科教材費、施設費、人員の削減がなっていますけれども、これは何か国からの指導が特別あったんでしょうか。

○重村栄委員長 先にどっちが答えますか。義務教育課長、先にいいですか。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございますけれども、義務教育課の理科教育支援員の配置事業につきましては、小学校5、6年生の理科の専科の充実というところで補助教師を置いているんですけれども、その部分の実績の減といたしますか、そういう部分でございます。

○瀬口高校教育課長 高校教育課関係は、高校理科備品購入費に係る国庫補助金の内示減ということでございます。

○西聖一委員 たまたま義務教育も高校教育も理科の部分が落ちたということで認識してよろしいんですか。

○谷口義務教育課長 はい、そういう理解で結構だと思います。

○瀬口高校教育課長 はい、同じでございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。

○小杉直委員 警察本部に3～4点ちょっとお尋ねしますが、本部長の説明要旨で、1ページ下段の方に、犯罪の抑止の関係で、刑法犯の認知件数の大幅な減についてる説明のあったですたいね。古川生活安全部長に、ちょっと簡単なお答えで結構ですが、このように大幅に減少した理由といいますか、あるいは警察の取り組みというのはどうしたことだったんでしょうかね。

○古川生活安全部長 生活安全部長でございます。

小杉委員の質問でございますけれども、御承知のとおり、昨年は東日本大震災の被災地に本県からも多くの警察官を特別派遣しておりまして、県内の後方治安体制が脆弱になる中で、今言われたように、刑法犯認知件数が8年連続、昨年だけで8.3%の減になっております。

刑法犯認知件数が減少した要因ということ、1つは、警察活動、特に制服警察官あるいは緊急雇用創出基金を活用したセーフティパトロール活動の警備員等による街頭活動の強化、その他各種警察活動の推進によるもののほかにも、やはり県議会や自治体初め関係機関、団体、防犯ボランティア、そして県民の皆さんとの連携、協働による犯罪抑止に向けた諸対策を展開した結果、数的には減少を見たものと考えております。

本年は、先ほど本部長の説明にありましたけれども、体感治安の向上を基本目標に掲げ

ております。今後とも、地域社会との連携、協働というのを強化しながら、安全、安心して暮らせる熊本づくりに努めていきたいと思っておりますので、さらなる御指導、御支援をよろしくお願いを申し上げます。

○小杉直委員 おおよそ理由とか、あるいは取り組みとか、あるいは防犯ボランティアを含めたところの県民側の協力はわかったわけですが、九州各県の中では、このように減少している県もありますかな。

○古川生活安全部長 九州各県では、増加しているのが2県のみで、ほかは減少しております。ただ、熊本県は、九州8県の中では減少率がトップであります。1位ということです。

○小杉直委員 それはもうしっかり大変な努力と取り組みをされた結果だと思いますので、評価をさせていただきますが、次に2ページの上の方に「全国的にも耳目を引く特異・凶悪事件を早期に検挙しており、一定の成果」これはもう以前の委員会でも幼女殺人とか強盗殺人とか次から次に検挙されたということの評価したわけですが、最近では山鹿署管内の郵便局強盗を早期検挙されたということで、これもまた吉田刑事部長の采配が功を奏したかなというふうに思うわけですが、暴力団について3ページにもちょっと触れてありますが、新幹線開業とか政令指定都市を間近に控えて浄化作戦しましたですな。その浄化作戦の結果については、報道では若干承知しておりますが、直接県警の浄化作戦の結果というものについて、どういうふうな中身になっておりますかね。

○吉田刑事部長 先生、済みません、繁華街の部分で結構でございますか。

○小杉直委員 そうそう、繁華街。

○吉田刑事部長 一部マスコミの方でも報道されておりますように、繁華街対策ということで、熊本北警察署中心、本部の組対課を中心にやっております。

その中で、まず1つは、昨年4月の条例制定の中での部分と、7月には標章制度というのを特別強化地域の中で設けました。そういう中でいろいろな対策をとっておりますけれども、また暴力団につきましても、数年前までは、あの特別強化地域内に7カ所から8カ所、一部閉鎖したところもありましたけれども、暴力団事務所が現に存在しておりました。

そういう中で、本部警察署と一体となったそういう暴力団の排除活動をやった結果、昨年中にあの地域から暴力団事務所をすべて閉鎖、あるいは解散することができたということで、そういう意味では大きな成果が出ているだろうと思いますし、ただ、そういう面で閉鎖、解散したというのはもちろん県民の皆さんにとっても一安心だと思いますけれども、我々は、また今後もさらに目を光らせながら、一応解散はしたけれども、また別のところにつくってもらっちゃ困るし、また再進出をしてもらっては困るわけですので、今後とも継続的な取り締まりあるいは視察をしていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 私がちょっと耳にしたところでは、あそこの中央街とか新市街とか、あの周辺の暴力団事務所を5カ所以上撤去された、あるいは押しやったというんですか、そういうふうにされたと聞いておる。大体何カ所ぐらいをやったのか。それと、たまたま私が議長のとときに暴力団条例を議会で同意したわけですが、やっぱり条例の効果があつたのかどうか、それはどうですか。

○吉田刑事部長 もちろん条例の効果といいますのは、昨年あるいは一昨年から、先生方の御協力を得まして、この暴力団排除条例を制定することができた。それによって、県民、あるいは特に事業者の皆さん方も、この条例を後ろ盾として、いろいろな活動の中で暴力団排除、あるいは離脱、縁切り宣言をすることができたということで、非常に条例の大きな効果があります。

また、取り締まりにつきましても、全国初の適用となる繁華街対策の部分、あるいは標章制度の中で、現に繁華街の中でも確かに暴力団の数が減ってきた、姿を見なくなったということで、大きな効果が出ておると思います。

特別強化地域、あのエリアの部分でございますけれども、これをさらに県内一円にそういう暴力団排除の機運というのを拡大していく、これは我々警察の活動もそうなんですけれども、そういう機運を県内全体に盛り上げていく、そして今も皆さん取り組んでおりますので、これをさらに継続してやっていく、それがひいては暴力団の壊滅につながっていくと考えております。

先ほどの暴力団の事務所につきましても、先ほど先生言われましたように、昨年1年間で、実質的には暴力団の幹部等を逮捕する中で、暴力団撤去を、何といいますか、説得する、あるいは検挙することによって自然的に暴力団事務所の実態がなくなるということで、昨年1年間だけで5カ所だったんですか、これをすべて撤去できた。あるいは自主的に閉鎖中というのもありますので、今のところでは、先ほど先生がおっしゃられましたように、あの地域での暴力団事務所は今現在では皆無だと、なくなっているということでございます。これは条例の大きな効果もあるし、北署の頑張りもあろうと思います。

以上でございます。

○小杉直委員 新聞によると、暴力団排除条例の適用も熊本が一番早かったというふうに聞いておりますが、今おっしゃったように、北署を中心に繁華街対策で相当の数の暴力団を撤退させたと聞いておりますので、高い評価をしたいと思いますが、初めて適用した中に、今社会問題になっておるハーブですたい。あれの取り締まりも何か熊本が一番早かったと聞いとるですが、ハーブ取り締まりについての状況と、処分はあったんでしょうかね、ハーブ取り締まり検挙の処分は。

○吉田刑事部長 ハーブの関係につきましても、取り締まりはいろいろ——熊本もそうでございますけれども、よそでも幾つかその後出てきております。なかなかその実態把握というのが難しい面もありますし、表面的にはその合法を装うような活動の中で、日々彼らの犯行というのが、表面的な部分ももちろんですけども、いろいろな形でまた変化してきておりますので、我々は実態というのを平素の活動の中で視察をしていくということでございますし、この処分につきましては、ちょっとお待ちください。

○吉長刑事企画課長 その件につきましては、この後……

○重村栄委員長 発言者は、挙手の上、発言してください。

○吉長刑事企画課長 この事件処理の経過につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、個別に御説明に参りたいというふうに考えております。

○小杉直委員 ハーブについては、香りとかなんとなくでずっと以前から流行しとったですね、若い者に。ところが、最近は社会問題化されて、あれを加工してそれを吸ったりした

若者がいろんな幻覚症状を起こしとるということが特集でも流れとったですけどん、引き続きハーブ取り締まりについては強化していただくようお願いしたいと思っています。

次に、吉村警備部長にお尋ねですが、説明資料の5ページに警察装備品維持管理費(5)災害警備対策費で1,030万円余が出してあるですたいね。こういうふうな対策費で足るのかどうか1点と、先般天草を中心にした災害警備訓練をされましたでしょう。その概要をちょっと簡単に御説明を。

○吉村警備部長 今委員御質問の装備品の関係、これは去年の補正でも一部、東日本大震災の経験を踏まえまして、不足分でありましてか調査をして補正でも認めていただいております。それから、そのときに十分でなかったもの、そういったものをさらに点検した上で整備をしたという状況でございます。

また、そういった装備に関しては、警務部の所管でもありますので、後で補足もしてもらいたいと思っておりますが、今委員から御質問のありました天草での訓練の件ですね。これも同じく、あれだけの大震災が東日本であって、それでは、この熊本でいつ何どき同様のものがあつた場合どうするかということで、実は昨年8月末、県の地域防災計画検討委員会というのがあります。そこで私も委員をしておりますが、その際に、展示型の訓練でなくて、問題点をこの際抽出するような実践型訓練をやってはどうかと、そういった訓練からその問題点を今後の見直しに生かしていきましよう。

それから、2点目は、やはり東日本でも威力を発揮したのは防災ヘリだとか各関係機関のヘリが非常に活躍したと。やはり情報、それから機動力、こういった点がありましたので、こういったものの連携訓練をやるうじやないかということで呼びかけをいたしまして、県警のヘリ、それから防災「ひばり」、

それからドクターヘリ、それから海上保安庁のヘリ、それから自衛隊の大型ヘリ等、それを一堂にモデルケースを選んでやろうと。そうしましたら、一番県下で同様の被害が想定されます天草西海岸地区、ここの下田地区が手を挙げていただきました、ここでやろうじゃないかということで。

そこで、先ほど申し上げた14機関・団体が、参加人員600名が参加しましたけれども、実践的訓練をやりました。これは見せる訓練ではなくて実をとる訓練をやりました。その結果、非常に多くの問題点が抽出されました。

例えば、天草空港に実はジェット燃料の備蓄施設がないとか、それからやはりいざ大災害が起きた場合には、そういった空の拠点、熊本県であれば阿蘇くまもと空港でありますとか、天草であれば天草空港、こういった拠点が大きな力になるんだと。

こういった点を含めて、細かい点は切りがありませんけれども、多くのそういった教訓事項、問題点を抽出することができました。これを結果として取りまとめて、先ほど申し上げました今後の熊本県地域防災検討委員会の検討に資してまいりたいと思います。

これまでも、重村委員長、それから各防災治安機関に幅広いネットワークをお持ちの小杉先生からは、いろんな面でアドバイスをいただきまして、そして今回の訓練も全国に先駆ける形で実施をすることができました。この機会に厚くお礼を申し上げたいと思います。

○小杉直委員 きょう、災害対策特別委員会が開かれて、来年の5月まで災害計画見直しがかかるもんなんですけど、約2年かかるわけですな。だから、災害はいつ発生するかわからぬけん、そがん2年かけよったっちゃいかぬけんですね、途中途中の即応態勢をどうすべきかという意見が出たわけですよ。

だから、今吉村部長がおっしゃったような、熊本は特に天草が津波あたりは対象になりますので、県警が積極的に関係機関、実動部隊と連携してされたということは大変よかったなと思っておるわけですが、それに関してちょっとだけお尋ねですが、自衛隊のチヌークですたいね。あれが飛ばなかったんじやなかろうかなという情報がありますが、いかがだったですか。

○吉村警備部長 実は、今回の訓練の大目玉といますか——実は、県警には緊急広域援助隊という組織があります。これは、全国でどんな災害があっても瞬時に現場に駆けつけて、3日間は自己完結でできる部隊がいますが、問題は移送手段なんです。陸路が、例えば天草で、天草五橋にどこかでひびが入ったとか道路封鎖になった場合に、行く手段がないんですね。その部隊を、そういうときに自衛隊のあの大型ヘリ、チヌークですね。これは全国で2カ所しか基地がありません。それが熊本はあるわけですから、これによって部隊を運んでもらおうということでお願いしました。

ところが、残念ながら、当日天気が荒れ模様で、この自衛隊ヘリについては訓練参加ができませんでした、残念ながら。ところが、それをもう一回やろうということで、近々に機動隊の車両も含めて隊員の移送訓練をもう一度自衛隊との共同で実施をする方向で今検討を進めております。

○小杉直委員 委員長も事務局長をされとるですが、県議会に防衛議員連盟があるわけですね。その会長を仰せつかつとるわけですが、常に自衛隊との連絡、協調を県議会の防衛議員連盟もやつとるわけですが、チヌークが飛ばなかったということに対して、自衛隊側のどういうふうな事情なのかということをちょっと懸念しとったもんですから、今のお

話を聞いて、天候のぐあいだったということ、再度そういうふうなケースでやっていくというふうな考え方ですから安心しました。

最後に、7名の増員ですたい。新年度から警察官7名の増員配置が示されましたということで、予算に関する資料も説明されましたけれども、いつも話があるように九州では負担人口がトップ、全国でも11番、12番の負担人口トップでしょう。そういう中での大変な取り組みと苦労をされとるわけですが、これは委員長と副委員長にお願いですけれども、また警察官の増員に対する意見書を検討していただけないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○重村栄委員長 しっかり検討したいと思います。

○小杉直委員 そうですか。

最後に、これは委員長からも後で話があるかもしれませんが、古川部長、吉田部長、それからきのう高特委で質問させていただいた中野部長、吉村部長は、本年度で御勇退ということですが、これまでの御慰労と御努力に敬意と感謝を申し上げるわけですが、本部長がインタビューでお答えになつた方針の後継者伝承、若手警察官の育成、そういうことに関連して、後の、後輩の、後任の方々にしっかり引き継ぎと自分の経験談をしっかり引き継いでいただくようによろしくお願いして、質問を終わります。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○淵上陽一委員 先ほど教育長の方から、説明の中で、しっかりと職員の研修、また学力調査、児童生徒の学力の向上を頑張っていくという話がありました。

以前から、学校の先生たちが本来の仕事が

できるように負担の軽減をとということで一般質問の中でも出てきとったんですけども、今の現状として、先生たちの負担の軽減はできてきているのか、どう感じておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○田中教育政策課長 今御質問のありました教職員の負担感という観点でございますけれども、この負担感につきましては、確かに大きな問題と考えておりました、私たち教育政策課の方にプロジェクトチームをつくりまして、負担感の軽減という観点での事務をしております。

その中で、アンケート調査をやっておりまして、2年前にやりましたものですから、またついせんだってアンケート調査をやったばかりでございます。ちょっとその結果がまだまとまってはいませんけれども、いろんな形で負担感については、例えば調査物であるとか、先生たちがいろんな事務作業が多いでございますとか、あと部活の関係でいろいろと負担が多いとかいろいろございましたので、それらに対する取り組みをやっておりまして、結果としては、今のところアンケートはちょっとまだ簡単にしか聞いておりませんが、若干その率は下がってきていると、効果は少し上がっているというところで理解しております。

○淵上陽一委員 わかりました。またその結果を教えていただきたいと思いますが、前回のとき、臨時の職員の先生方がふえているということでお話があつておりましたけれども、今現状で先生たちが休職をされているというのは、どのくらいの先生の数いらっしゃるか、わかれば……。

○柳田学校人事課長 ちょっと手元に資料がありませんので、正確な数字はあれですけども、大体70名から80名ぐらいが休職をして

いたというふうに記憶をしております。

○重村栄委員長 今回の数字は後日報告をしてください。

○柳田学校人事課長 後日報告します。

○重村栄委員長 お願いします。
ほかにございますか。

○小杉直委員 訂正をしときます。先ほど吉村部長に災害警備対策費についてお尋ねしたんですが、これはまだ説明があつてなかったですな。御無礼しました。訂正しときます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○柳田学校人事課長 委員長。

○重村栄委員長 わかりましたか。

○柳田学校人事課長 わかりました。今年の12月31日現在で、85名休職をしております。

○氷室雄一郎委員 ちょっと済みません。後でその他のところで触れようと思ったんですけども、負担軽減に関連して。

学校が非常に忙しいということで、今度副校長というのを導入されるという。この中にも、校長さんの負担軽減で、今までの教頭さんもおったわけですけども……

○重村栄委員長 当初予算がありますので、その予算は当初予算に入ってくると思うので、そちらの方でしていただければいいかなと思いますので、後でよろしいですか。

ほかにございませんか、補正予算関係。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでしたら、これもちまして質疑を終わりたいと思いますが、

よろしいですか。

それでは、補正予算についての質疑はこれにて終わりたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第7号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、平成24年度当初予算及び条例等の議案について審査を行います。

まず、議案について、警察本部、教育委員会の順に執行部の説明をお願いいたします。

初めに、警察本部の田上会計課長、お願いします。

○田上会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

第20号議案平成24年度熊本県一般会計予算についてでございます。

ここで、まず9ページをめくっていただきますようお願いいたします。

9ページの合計欄の本年度の欄に記載しておりますとおり、警察費総額385億3,165万7,000円をお願いしております。前年度と比較しますと、総額で約8,000万円の減額となっておりますが、この要因は骨格予算及び退職手当等の人件費が減額となったためであります。

それでは、資料4ページに戻っていただきまして、内容について御説明いたします。

まず、公安委員会費総額1,231万5,000円は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に必要な経費でございます。

次に、警察本部費総額313億6,874万1,000円は、職員の給与、警察業務の管理等に必要な経費でございます。

順次、主要な項目について御説明させていただきます。

まず、説明欄1の職員給与費でございますが、これは、職員の給料や各種手当、また、東日本大震災の被災地等に派遣される部隊員に対する超過勤務手当等の経費を計上しているものでございます。

次に、説明欄3の警察一般管理費のうち、(17)の警察統合OA整備費は、施設機器の維持管理費と警察行政のOAシステム化を図るための経費でございます。

(22)の緊急雇用創出基金事業は、緊急雇用創出基金を活用し、非常勤職員を雇用するための経費でございます。

(23)の「全国豊かな海づくり大会」警衛対策事業は、平成25年秋ごろに本県で開催予定の第33回全国豊かな海づくり大会における大会の安全かつ円滑な運営と警衛対策の準備のための経費でございます。

5ページに移ります。

装備費総額4億8,641万5,000円は、県警保有の車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理、資機材の整備及び各種警備活動に必要な経費でございます。

説明欄の警察装備品維持管理費のうち、(4)の装備品維持管理費では、銃器使用事件に対応する現場警察官が装備する耐弾性能がより高い防犯ヘルメット及び防弾盾を計画的に整備するための経費を計上しております。

(5)の災害警備対策費は、各種災害発生時における警察活動に必要な資機材の整備等を行い、迅速かつ確かな災害警備を行うための経費でございます。

次に、警察施設費総額21億4,198万6,000円

は、警察施設の整備及び維持管理に要する経費でございます。

説明欄2の警察施設整備費のうち、(1)の警察施設整備費(単独事業)は、老朽化の著しい交番、駐在所等の新築整備、改修工事等を行うもので、6月補正での肉づけ予算も含めた計画では、菊池警察署の西寺駐在所と旭志駐在所、小国警察署の黒川駐在所、水俣警察署長宿舎を新築整備する予定でございます。

(3)の新熊本東警察署庁舎等整備事業は、耐震強度不足、留置施設不足に対処するために、熊本東警察署の移転、集中施設整備等を行い、治安基盤の強化を図る事業であります。

昨年9月議会で工事請負契約締結について御承認をいただきまして、本体工事は平成23年10月に着工しております。工事の完成は、平成25年5月末を予定しているところでございます。平成24年度は、全体工事の60%を予定しておりまして、庁舎全体につきましては、平成24年度中におおむね終了することになろうかと思われま。

次に、(4)の警察施設整備費(耐震改修)は、熊本県建築物耐震改修促進計画に基づきまして、耐震強度が低い庁舎の耐震改修工事を行うものです。平成24年度におきましては、阿蘇警察署、御船警察署の耐震改修工事監理委託を行うものです。

6ページに移ります。

運転免許費総額10億1,415万5,000円は、運転免許の新規交付、更新業務、これに伴います講習等に必要な経費でございます。

次に、恩給及び退職年金費総額9,062万1,000円は、昭和37年11月30日以前に退職しました警察職員及びその遺族に対し支給する恩給及び扶助料でございます。

7ページに移ります。

警察活動費総額34億1,742万4,000円は、一般警察、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察の運営及び交通安全施設整備に

必要な経費でございます。

説明欄1の一般警察運営費のうち、(4)の犯罪被害者支援活動の推進につきましては、犯罪被害者及びその家族等の被害回復及び2次被害防止を図るため、命の大切さを学ぶ教室等の各種施策を推進し、被害者等を支援する社会環境の醸成を図るための経費でございます。

(7)の重要備品等整備費につきましては、警察車両更新等に要する経費を計上しているものでございます。

説明欄2の生活安全警察運営費のうち、(6)の安全で安心なまちづくり事業費につきましては、県警ホームページに掲載しております犯罪マップの地図情報更新及び操作性向上のために改修を行う経費を計上しております。

次に、(12)のセーフティーパトロール活動委託事業につきましては、緊急雇用創出基金を活用しまして、街頭犯罪や振り込め詐欺の防止、子供や高齢者の安全確保を図るため、警備保障会社にパトロール活動を委託するための経費でございます。

最後に、(13)のみんなが安心して歩ける街づくり事業につきましては、防犯ボランティア活動のさらなる拡充、活性化を図るべく、見せる防犯活動の効果を高め、安全性確保に必要なパトロール用品の物的支援を実施するための経費でございます。

8ページに移ります。

説明欄3の地域警察運営費のうち、(1)の地域企画調査費は、平成20年3月から運用しております現行の通信指令システムのリース期間が満了することに伴い、システム更新及び機能強化を行うための経費でございます。

(2)の交番・駐在所の機能強化は、交番相談員の任用等により交番・駐在所機能の充実強化を図るとともに、地域警察官によるパトロール活動等の時間を確保し、県民が安心して暮らせる安全な社会を確立するための経費

でございます。

説明欄4の刑事警察運営費のうち、(6)の捜査基盤の強化は、捜査実務指導伝承官の任用等に要する経費でございます。

これは、近年の警察職員の大量退職、大量採用期におきまして、若手警察官の早期育成に対処するために、捜査経験、知識、技能が豊富な退職警察官を捜査実務指導伝承官として配置し、通常の業務を通して、捜査技能等の伝承を図っていくものでございます。

次に、(10)の暴力団総合対策の推進につきましては、暴力団排除に向けたシステム整備及び暴力団排除実現に向けた施策を効果的に推進するための広報啓発等を実施する経費でございます。

最後に、(14)の犯罪追跡体制の強化につきましては、事件発生直後に犯罪の痕跡を収集し、事件の早期解決を図るためのシステム導入に関する経費でございます。

9ページに移ります。

説明欄5の交通警察運営費のうち、(12)の高齢ドライバーサポート事業は、運転免許センターに設置しております運転能力診断測定器を活用した高齢ドライバー等への交通安全指導に要する経費でございます。

説明欄6の交通安全施設費7億3,104万9,000円は、安全で円滑な交通環境を確立するため、信号機、道路標識、標示といった交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。

平成24年度は、信号機等の新設、大量更新時期を迎えた老朽信号機及び道路標識の更新・節電対策としまして、信号灯器のLED化、全国豊かな海づくり大会警衛対策としての交通安全施設整備等に重点を置きまして、6月補正予算の肉づけでの増額も含めまして整備を推進することとしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吹原警務課長 警務課長でございます。

提案しております2つの条例案について御説明いたします。

1つ目は、第73号議案熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

資料は、10ページから27ページになります。

熊本市が政令指定都市に移行し、区が設置されることに伴い、熊本市を管轄する熊本北、熊本南、熊本東、山鹿及び宇城の5警察署の管轄区域等の表記を改正するものでございまして、本改正は表記の変更であり、警察署の管轄区域そのものを変更するものではありません。なお、施行日は、政令指定都市への移行と同日の4月1日を予定しております。

2つ目は、第74号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料は、28ページから30ページになります。

警察庁におきまして、平成24年度の全国の地方警察官626名の増員要求が行われ、本県には、サイバー犯罪の取り締まりを強化し、IT社会における国民の安全、安心を確保するための新たな捜査体制の構築として、7人の配分が決定されました。

今回の改正は、この7人の増員配分を受けて、警察官の条例定数を3,049人から3,056人に改めるもので、警察法施行令に定める基準に従いまして、増員後の階級別定数は、資料28ページの表のとおり、警視が1人、巡査部長を含めたところの警部補の階級枠は4人、巡査が2人ふえることとなります。なお、施行日は4月1日を予定しております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○池部首席監察官 それでは、報告第102号

議案専決処分の報告及び承認についてでございます。

資料は、31ページ及びその裏の32ページとなります。

これは、おとしし平成22年の7月18日曜日の午前1時54分ごろ、熊本市四方寄町の国道3号線におきまして、熊本北署員が、小型警ら車——交番に配置しております白黒のミニパトカーでございますが、これを運転して警ら中、道路左側の自動販売機の人影に気をとられ、前方の安全確認が不十分となり、対向してきました8人乗りの普通乗用車と衝突した人身交通事故でございます。

この事故で相手車両の8人の方全員が負傷され、これまで保険会社を通じて示談中でありましたが、そのうち6人の方と和解が成立いたしまして、本件はその中の車両の持ち主の方に対するものでございます。その方への損害賠償額は、車両の修理費及び代車費用約260万円、治療費、休業補償費等約360万円の合計621万4,561円となっております。

何とぞ御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、報告第3号、これも同じく交通事故に関する専決処分の報告でございます。

資料は、33ページから36ページまででございます。

番号の1につきましては、ただいま御報告いたしました人身交通事故の他の同乗者5名の方とのもので、次の番号2から9までの8件につきましては、現場急行中あるいは逃走車両の追跡中などに発生をいたしました、いずれも物損交通事故でございます。

なお、この中で番号2及び番号6につきましては、東日本大震災特別派遣中に発生をいたしました県外の交通事故でございます。交通事故につきましては、すべて任意保険で対応いたしております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。
続いて、教育委員会から説明をお願いいたします。

田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会の平成24年度当初予算案の総括的な説明を申し上げます。

表紙に当初予算、条例関係と記載のあります説明資料の1ページをお願いいたします。

一般会計でございます。骨格予算でございます。総額1,522億9,200万円余、平成23年度当初予算との比較では34億8,600万円余の減額となっております。各課別内訳につきましては、表のとおりでございます。

一般会計にその下の2つの特別会計を加えました教育委員会の当初予算総額は1,540億8,000万円余、対前年度比35億2,100万円余の減額となっております。

それでは、教育政策課の当初予算について御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

まず、教育委員会費でございます。1,126万3,000円をお願いしております。

これは説明欄に記載しておりますが、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

次の欄、事務局費でございます。2億2,461万2,000円をお願いしております。

主なものとして、説明欄(1)学校における情報技術を活用した教育の推進に要する経費や教育振興基本計画の推進に要する経費等でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

教職員人事費でございます。2億2,844万3,000円をお願いしております。

主なものとして、平成13年度までに建設しました教職員住宅の公立学校共済組合への償還金等及び廃止住宅の処分に要する経費並び

に教職員住宅の維持修繕に要する経費等でございます。

次に、教育センター費でございます。1億1,586万8,000円をお願いしております。

主なものとして、山鹿市にございます教育センターの運営費や教職員研修等に要する経費等でございます。

なお、前年度と比較して3,029万3,000円の増となっておりますけれども、これは、主に教育センターにおいて保管していましたPCBの処理を県の処理計画に基づきまして平成24年度に行うための経費分の増でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

恩給及び退職年金費でございます。2億8,650万5,000円をお願いしております。前年度と比較して6,258万9,000円の減額となっておりますが、これは恩給及び扶助料の支給対象人数の減少によるものでございます。

以上、総額8億6,669万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の5ページをごらんください。

一般会計予算について御説明申し上げます。

上段の事務局費は、1,875万7,000円をお願いしております。

右説明欄の1の(1)県立高等学校教育整備推進事業等は、八代清流高校及び水俣高校の開校に要する経費等高等学校再編整備の推進に要する経費でございます。

次の教育指導費は、3億6,533万6,000円をお願いしております。

右説明欄の主なものについて御説明申し上げます。

1の(1)通学支援事業は、高等学校再編統合に伴う矢部高校、上天草高校への通学支援

に要する経費でございます。

2の(2)のキャリア教育推進事業は、高校生のインターンシップの実施等に要する経費でございます。特に、県立高校普通科の参加率を向上させたいと考えております。

(4)の就農教育連携支援事業は、就農教育プログラムの構築、実践に要する経費で、農林水産部や地域農業会と連携、協働し、本県農業を担う人材の育成を図るものでございます。

(5)の高校生キャリアサポート事業は、高校生への就職支援等に要する経費で、キャリアサポーターを就職状況の厳しい学校等へ配置するものでございます。

(6)の就業支援プロジェクトは、熟練技術者等を主に工業高校へ派遣し、実践的な技術、技能の指導を行うために要する経費で、商工観光労働部と連携をとりながら実施するものでございます。

(7)の英語授業改善プロジェクトは、新規事業でございまして、英語教員の教科指導力及び専門性のさらなる向上のために要する経費で、指導法の研究や研修などを行うものでございます。

資料6ページをごらんください。

3の(1)の初任者研修(県立)は、新規採用教員に対する研修及び研修を受講している初任者のかわりに授業を行う非常勤講師の採用等に要する経費でございます。

2段目の教育振興費は、4,649万8,000円をお願いしております。

これは、右説明欄の1の(1)の県立中学校3校の運営に要する経費及び2の(1)の県立中学校の入学選抜に要する経費でございます。

3段目の高等学校総務費は、1,012万4,000円をお願いしております。これは、1の(1)の県立高等学校入学選抜に要する経費でございます。

4段目の教育振興費は、7,258万9,000円を

お願いしております。これは、理科教育設備や定時制及び通信制課程の生徒に対する修学奨励資金等に要する経費でございます。

資料の7ページをごらんください。

2段目の学校建設費は、6億5,071万9,000円をお願いしております。これは、1の(1)の玉名高校附属中学校及び1の(2)の新設水俣高校の施設整備に要する経費でございます。

3段目の特別支援学校費は、1,106万1,000円をお願いしております。これは、1の(1)の特別支援学校における理科教育設備等の整備及び2の(1)の分教室運営に要する経費でございます。

4段目の保健体育総務費は、732万8,000円をお願いしております。これは、1の(1)の定時制の生徒に対する夜食給与に要する経費でございます。

資料8ページをごらんください。

1段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、6,354万8,000円をお願いしております。これは、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計へ繰り出すもので、右側説明欄の括弧書きにありますように、水産高校における実習船ドック経費等に充当するものでございます。

以上、一般会計は12億4,596万円をお願いしております。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

資料の9ページをごらんください。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は、1億7,786万8,000円をお願いしております。これは、1の(1)の農業関係高校12校の実習運営に要する経費などでございます。

次の水産高等学校費は、8,147万2,000円をお願いしております。これは、1の(1)水産高等学校における実習船及び実習運営に要す

る経費でございます。

資料の10ページをごらんください。

次に、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金は、15億2,833万9,000円をお願いしております。これは、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費等でございます。

特別会計につきましては、17億8,767万9,000円をお願いしております。

以上、一般会計及び特別会計の総額は30億3,363万9,000円でございます。

次に、資料の30ページをごらんください。

債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

新設水俣高校の体育館改築に要する経費について、限度額6億1,207万1,000円の設定をお願いしております。

続きまして、条例等関係議案に参ります。

32ページをお開きください。

議案第68号熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、改正の必要性でございますが、高校生等修学等支援基金を活用する事業の実施期間の延長に伴いまして、関係規定を整備する必要があるためでございます。

具体的には、2、内容(1)にありますように、条例の有効期限を平成27年12月31日まで延長すると改めるものでございます。なお、条例の施行日は公布の日でございます。

次、52ページをお願いします。

第83号議案としまして、訴えの提起を求める議案を提出しております。

これは、1、訴えの理由にありますように、熊本県育英資金の返還を延滞した債務者が所在不明により、民事訴訟法に基づく支払い督促制度が利用できないため、その返還を求め訴えを提起するものでございます。債務者は53ページに記載のとおりでございます。

次、54ページをお願いします。

第84号議案として、訴えの提起を求める議案を提出しております。

これは、1、訴えの理由にありますように、熊本県育英資金貸付金の取り立てのために債権差し押さえ命令により差し押さえた債務者の給料債権を給料支払い者である第三債務者が支払わないために、その取立金の支払いを求め訴えを提起するものでございます。債務者は55ページに記載のとおりでございます。

次、60ページをお願いします。

第101号議案として、専決処分の報告及び承認を求める議案を提出しております。

この専決処分は、熊本県育英資金の返還金について未収金対策として行った支払い督促申し立てに関するもので、61ページに記載しております4人の債務者に対して行った訴えの提起に係る専決処分につきましては、本議会において報告し承認をお願いするものでございます。

2の専決処分の理由にありますように、県が行った支払い督促に対し債務者から異議が出され、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したため、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分としたものでございます。

次に、62ページをお願いします。

報告第2号として、専決処分の報告を提出しております。この専決処分は、和解及び損害賠償額の決定に係るものでございます。

2の事故の概要にありますように、八代農業高校の職員が、校外で行われましたクラブ活動の大会において、必要な機材を大会会場へ搬入する際、公用車を会場である熊本市男女共同参画センター駐車場料金所のひさし部分に接触させ、一部を破損したものでございます。

今般、相手側との示談が成立し、記載内容のとおり和解することについて専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。なお、損害賠償の支払いにつきましては、任意保険により対応いたしております。

高校教育課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

教育指導費2億2,185万円をお願いしております。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、右説明欄の2の学校教育指導費でございますが、(3)の学力向上対策事業は、学力の向上のための教職員研修会や評価問題の開発、学力調査の実施等に要する経費でございます。

(5)の道徳教育総合支援事業は、道徳教育用教材「熊本の心」の活用を推進するための活用事例集の作成や研修に要する経費でございます。

(6)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業は、今年度に引き続き水俣病に対する正しい理解を図ることなどを目的に、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を学ぶ小学5年生の水俣訪問学習に対し、その費用の一部を助成する経費でございます。

12ページをお願いいたします。

(7)のくまもと中学生英語力アップ支援事業は、本県独自の中学生向け英語音声CDを効果的に活用するためのDVD制作や研修会実施に要する経費でございます。

(8)の学校給食モニタリング事業は、新規の国の委託事業で、学校給食のモニタリング調査に要する経費でございます。

3の教員研修費でございますが、教員の資

質や指導力、専門性の向上を図るため、(2)の小中学校の新規採用教員に対する初任者研修や(3)の17年目研修、民間企業での長期社会体験研修等を行う教職経験者研修、(4)の指導が不適切な教諭等のための指導改善研修などの実施に要する経費でございます。

次に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校の予防及び解消を図るため、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制等の支援などに要する経費でございます。

(4)の子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の解消のため、スクールソーシャルワーカーの配置などに要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

保健体育総務費365万4,000円をお願いしております。

右説明欄の(1)の食育推進事業は、望ましい食習慣の形成を図るなど食育推進のための学校教育活動の指導等に要する経費でございます。

以上、総額2億2,550万4,000円でございます。

義務教育課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の14ページをお願いします。

各事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について、あらかじめ御説明を申し上げます。

資料の14ページ以降の各課の説明欄に職員給与費という記載がございます。これは、職員給与について所要の見込み額を計上したものでございます。学校人事課のほか、社会

教育課、文化課、体育保健課、施設課におきましては、この説明を割愛させていただきます。

それでは、学校人事課の当初予算について御説明申し上げます。

まず、1段目の事務局費でございます。15億7,903万円余を計上しております。これは、教育委員会事務局職員の給与及び退職手当に係る経費でございます。

次に、2段目の教職員人事費でございます。120億1,201万円余を計上しております。

主なものを御説明申し上げます。

右側の説明欄にありますように、経費の大部分が教職員の退職手当でございます。114億1,880万円余を計上いたしております。前年に比べて大幅に額が減額になっておりますが、これは昨年に比べまして定年退職者が26名減ることによりまして減っております。

主なものを御説明申し上げます。

2の(3)の「夢への架け橋」教育支援事業は、退職教員等を活用いたしまして、小中学校に非常勤講師19名を配置する予定ですが、それを配置しまして、不登校や教室外の登校者の学習指導、算数の授業強化等を行うものでございます。また、特別支援学校におきましては、非常勤の介助員33名を配置する予定にしておりますが、重複学級の児童生徒の日常生活のサポートを行うための経費でございます。

また、(4)の学校環境整備緊急雇用創出事業は、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、小中学校に同じく非常勤講師を19名配置いたしまして、事業内容は今御説明しました「夢への架け橋」教育支援事業と同じでございます。

15ページをお願いします。

2段目、3段目の教職員費でございます。

2段目は小学校の教職員費、3段目が中学校の教職員費でございます。それぞれ給与及び旅費に係る経費でございます。小学校が

601億3,766万円余、中学校費が336億6,998万円を計上いたしております。

今回は、財政再建でこれまで3年間給与カットをしてまいりまして、それが今年度で終了いたしますので、その分の削減分が復元増になります。また、それとは別に、教職員の数が統廃合等によりまして一定数減る、あるいは共済費の率が減少するという減額の要素がございます。小学校の方は給与カットの復元の方が大きくて、前年度に比べて大きく増額になっております。一方、中学校の方は、中学校から小学校に校種間の異動でかなり職員が異動した関係もございまして、給与カットの復元よりもそちらの方が大きかった関係によりまして前年度よりも大きくマイナスになっております。

16ページをお願いします。

高等学校総務費でございます。258億2,471万円余を計上いたしております。

主なものは、高等学校の教職員の給与費でございます。2の授業時数の少ない教科等に非常勤講師を配置するための経費でございます。

続きまして、全日制高等学校管理費、それから定時制高等学校管理費、通信教育費、これはいずれもそれぞれの学校の運営費及び教職員の旅費でございます。全日制高等学校管理費が16億3,237万円余、定時制高等学校が3,164万円余、それから通信教育費が657万円余を計上いたしております。

17ページをお願いします。

特別支援学校費でございます。87億5,027万円を計上いたしております。

主なものは、1の特別支援学校の教職員の給与費でございます。

3にありますように、そのほかに、就学奨励費は、特別支援学校に通う児童生徒を持つ保護者の経済的な負担を軽減するために、学校給食費、交通費や修学旅行費など、就学のために必要な経費について、保護者の負担能

力に応じて全部または一部を支給するための経費でございます。

以上、総額1,436億4,428万2,000円の予算をお願いいたしております。

続きまして、条例関係の御説明を申し上げます。

36ページをお願いします。

議案第69号でございます。

副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

副校長は、平成19年の学校教育法の改正によりまして、小中学校、県立学校に設置することができることとされた新たな職でございます。副校長を設置いたしまして、校長から権限を一部移譲いたしまして、非常に校長が多忙でございますので、校長の負担軽減を図る、そのことによって、これまで以上に校長が学校のビジョンの実践あるいは課題に対して力を注ぐことができるというふうに考えております。

この副校長を県立学校に今回設置を考えておりますけれども、その設置に伴いまして、熊本県立学校職員の給与に関する条例など、3つの給与関係条例の規定を整備する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、各条例の適用を受ける職員の定義規定、それから各種手当の支給対象に副校長を加えることといたしております。その他、文言の整理を行うものでございます。施行期日につきましては、平成24年4月1日からとっております。

続きまして、42ページをお願いします。

議案第70号熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、必要性のところに書いてありますように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりましてへき地教育振興

法の一部改正によりまして、へき地学校等の指定に関する規定を整備する必要があるために制定するものでございます。

内容でございますが、へき地学校等の指定に関する規定において「へき地教育振興法施行規則で定める基準に従い」との文言を削除する改正を行うことといたしております。これは、へき地学校等について、法律上これまで文部科学省の省令で定める基準に従い指定を行うこととしておりましたが、法改正によりまして、文部科学省で定める基準が、従うべき基準から参酌すべき基準とされたために、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成24年4月1日からとっております。

以上が学校人事課の提案分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の18ページをごらんください。

まず、当初予算関係、社会教育総務費でございますけれども、6億6,044万3,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

2番の地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業につきましては、くまもと親の学びプログラムの普及啓発など、家庭の教育力向上のための施策に要する経費でございます。

(5)防災教育キャンプ推進事業につきましては、東日本大震災などを踏まえ、県立青少年の家を避難所とした体験型の防災キャンプの実施など、青少年に対する体験的な防災教育の推進に要する経費でございます。

4番の社会教育諸費でございますが、19ページをごらんください。

(5)青少年教育施設管理運営費については、県立天草青年の家など4つの県立青少年教育施設の管理の指定管理者への委託に要す

る経費でございます。

(6)学校図書館デザインサポート事業については、学校図書館の充実や児童生徒に親しまれ、役に立つ図書館づくりを提案する学校図書館デザインサポーターの派遣に要する経費でございます。

次に、20ページをごらんください。

図書館費でございますが、3億6,408万2,000円をお願いしております。

2の管理運営費については、施設の維持補修や図書の購入など、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3、事業費につきましては、童話発表大会等の県立図書館の主催事業や熊本近代文学館の運営に要する経費でございます。

以上、総額10億2,452万5,000円でございます。

次に、条例関係でございます。

44ページをごらんください。

議案第71号熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは、先ほどの学校人事課の説明と同様、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部改正がございまして、関係規定を整備するものでございます。

改正内容は、熊本県立図書館協議会の委員の任命基準を条例で定めるものでございます。施行期日は、平成24年4月1日となります。

次に、56ページをごらんください。

指定管理者の指定になります。

県立天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家及びあしきた青少年の家の4施設の指定管理者を改めて指定するに当たり、地方自治法の規定により提案するものでございます。

次に、57ページをごらんください。

選定の経緯につきましては、昨年11月から12月にかけて公募を行いましたところ、現在の指定管理者であるひとつくりくまもとネット・三勢共同体1団体から申請がございました。

この団体について、外部委員5名からなる指定管理候補者選考委員会の審査を踏まえ、教育庁職員で構成する指定管理者制度運営会議の審議を経て、1月の定例教育委員会において指定管理候補者として選定したところでございます。

主な選定理由については、この団体が本施設を初め類似施設の指定管理者として実績を有しており、NPO法人ひとつくりくまもとネットと株式会社三勢がそれぞれの得意分野を生かすことで、施設の教育的機能を維持しながら利用者のサービス向上が期待されると評価されたことでございます。

指定期間については、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としております。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費でございますが、743万7,000円をお願いしております。

これは、課運営費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費でございますが、2,617万4,000円をお願いしております。

これは、地域改善対策奨学金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費でございます

が、1,550万3,000円をお願いしております。

これは、人権教育推進のための資料の作成、啓発イベント等の運営及び人権教育関係団体への事業費補助等、社会教育における人権教育推進に要する経費でございます。

以上、総額4,911万4,000円でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の22ページをお願いします。

文化費8億1,839万円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

2の文化振興費のうち、(3)の美術館分館管理運営費は、指定管理者に委託する県立美術館分館の委託料でございます。

次に、3の文化財調査費のうち、(2)の埋蔵文化財発掘調査は、国などの公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査に要する経費であります。なお、この経費は事業主である国などが全額負担しております。

23ページをお願いいたします。

4の文化財保存管理費のうち主なものは、(2)の文化財保存整備費補助金は、市町村などが実施する国や県指定文化財の保存整備事業費の一部を補助するものでございます。

(4)の文化財広域連携推進事業は、市町村が広域で連携して文化財の保存、活用を進めるための支援に要する経費でございます。

(6)の鞠智城関係経費は、国指定史跡鞠智城跡の管理運営費、公園整備費や国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

次に、24ページですが、美術館費3億4,970万7,000円をお願いしております。

主なものは、2の県立美術館の管理運営に要する経費並びに5の細川コレクション永青文庫推進事業費で、永青文庫展示室における展覧会の開催や永青文庫所蔵の美術品や古文書等の調査研究、修復に要する経費でござい

ます。

以上、文化課分は総額11億6,809万7,000円でございます。

次に、資料48ページをごらんください。

議案第72号熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは、先ほど話がございました地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律による博物館法の一部改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

改正内容は、県立美術館協議会の委員の任命基準を条例で定めるものでございます。

文化課については以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として4億8,777万9,000円をお願いしております。

主な事業でございしますが、2の学校保健給食振興費の(1)防災教育推進事業は、新規事業でございまして、防災教育に関する研修会の実施に要する経費でございます。

ほかに、(2)日本スポーツ振興センター事業、(3)学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置、(4)県立学校における健康診断がござい

ます。

26ページをお願いいたします。

次に、体育振興費として2億3,139万5,000円をお願いしております。

主な事業でございしますが、1、学校体育振興費の(1)地域スポーツ人材の活用実践支援事業は、地域スポーツの人材活用による教員の負担軽減や学校体育の充実に要する経費でござい

ます。

ほかに、(2)学校体育推進事業、(3)子どもの体力向上推進事業がござい

2、社会体育振興費の(1)優秀競技者・指導者育成支援事業は、新規事業でございますが、中央競技団体等から講師を招き、指導者や競技者の育成を図るために要する経費でございます。

ほかに、(2)国民体育大会、(3)県民スポーツ振興事業、(4)競技スポーツ振興事業がございます。

27ページをお願いいたします。

次に、体育施設費として7億5,892万1,000円をお願いしております。

1、県営体育施設管理費でございますが、(1)藤崎台県営野球場ほか4体育施設の指定管理者への委託等に要する経費でございます。

2、県営体育施設整備費でございますが、主な事業は、(1)熊本県・市町村体育施設等予約システム運営事業でございますが、体育施設等の予約システムの運用に要する経費でございます。

総額14億7,809万5,000円でございます。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は28ページでございます。

歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

資料3段目の全日制高等学校管理費でございますが、県立高等学校の維持管理に要する経費といたしまして、2億1,128万1,000円をお願いしております。

最下段の学校建設費でございますが、県立学校の施設整備などに要する経費といたしまして、21億6,484万5,000円をお願いしております。

このうち、主な内容を申し上げますと、右側(2)の校舎新・増改築事業の18億8,987万円は、県立高等学校の老朽・危険施設改築に要する経費でございますが、翔陽高校の教室棟

改築事業、水俣工業高校普通教室棟耐震及び内部改修事業、球磨工業高校管理棟改築事業、翔陽高校実習棟改築事業、高森高校教室棟改築事業に要する基本設計、実施設計、工事費などがございます。

次に、29ページをお願いいたします。

右側(5)の耐震改修事業の2億1,595万3,000円は、県立高等学校の耐震化に要する経費でございます。

次に、一番下の特別支援学校費でございますが、県立盲・聾・養護学校の施設整備費としまして、2億882万6,000円をお願いしております。

このうち、主な内容といたしまして、右側(2)の特別支援学校施設整備事業の1億8,619万1,000円は、特別支援学校の新設、老朽・危険施設改修に要する経費で、重度障害児童生徒の安全、安心な学習環境整備のために設置いたします新たな特別支援学校の基本設計、実施設計費などがございます。

以上、施設課といたしまして25億9,040万4,000円を計上しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

球磨工業高校校舎改築工事及び高森高校教室棟改築事業につきまして、平成25年度での執行を予定しているものを計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で執行部からの説明がすべて終了いたしました。

昼食の時間に入っておりますけれども、先生方の御協力をいただければ、このまま継続をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「一任します」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 よろしいですか。異議がないようでございますので、このまま継続をさせていただきます。なお、トイレ等につきましては、適宜御自分の御判断でよろしく願いをしたいと思っております。

それでは、議案についての質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

○小杉直委員 義務教育課に訂正をしときます。

さっき、熊本の心、あれについて質問したですな。私は、もう当初予算の資料と補正予算の資料を並べて一生懸命見よったもんだけん、おたくたちの説明の前に質問しました。質問内容は変わりませんが、その手順について訂正しときます。いつも私が質問するときには、山本教育長がほほ笑むわけですよ。かげんそうな顔をしとるけん、何でかなと思って、そう感じて言いよったわけですが、訂正しときます。

ついでに、4月から武道が必須になるですたいな。その予算はどこに入とととですか。武道に関する予算は。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

学校体育推進事業の中に入れてございます。

○小杉直委員 何ページ。

○城長体育保健課長 26ページでございます。

○小杉直委員 それですな、私がきょう頭のさえぬとは腰の痛かけんですが、これは柔道で痛めとととですたい、若いときに。その柔道の危険性というのが非常に心配されとるのは、もうNHKでも特集であととったわけ

ですが、その指導に対する考え方というのは、どうしとるですか。

○城長体育保健課長 安全面につきましては、これまで、武道の実技指導者講習会等を通じまして、実技を交えながら各担当者に指導してきたところでございます。そして、今年度4月に中学校の武道担当者を全員集めまして、安全に対する指導と実技指導を踏まえまして研修会を予定してございます。

○小杉直委員 柔道を含めて武道の取り入れは大変意義深いと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいわけですが、今お話があったように、安全対策については十分取り組んでいただきたいと。

それで、要望ですが、柔道協会とか、あるいは警察を含めたいろいろ柔道を専門にする団体とか役所がありますでしょう。そういうところに学校側からアドバイスとかあるいは指導とか要請するようなことも積極的に考えていただきたいと、要望しときます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

○小杉直委員 はい。

○重村栄委員長 氷室委員、先ほどの副校長の件をどうぞ。

○氷室雄一郎委員 この副校長というのは、教頭も2人おるところもある。今までの体制というのがうまく稼働していなかったということなんですか。それはいろいろ流れもあります、簡単に言えば。

○柳田学校人事課長 大規模校には、委員御指摘のように、2人教頭を配置しているところがございます。これは、校長が多忙でございますので、補佐するために1名を2名とい

うふうにふやした経緯がございます。

ただ、教頭はどうしても校長を補佐するという位置づけでございますので、権限をおろそうと思っても非常に限界がございまして、抜本的に校長の負担を軽減するほどの権限委譲ができなかったという経緯がございます。

そこで、先ほど御説明しましたように、平成19年に教育法が改正になりまして、新たに校長同格の校長代理という位置づけの副校長が置けるようになりましたので、この際、校長からの権限をかなり副校長におろして校長の負担軽減を図ろうというものでございます。

○氷室雄一郎委員 いろんな重層的な体制でうまくやっていこうというのはわかるんですけども、じゃあこういう副校長なんかは、任命と申しますか、選ぶのはどういう方法で選んでいくわけですか。試験とかやるわけですか。

○柳田学校人事課長 今年度は、24年度4月1日で発令する副校長につきましては、校長の選考任用試験に合格した者の中からなるべく年齢的に若い人を機動的に動けるように任命したいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 それは、教育委員会等で人選をするということになるんですか。

○柳田学校人事課長 そのとおりです。

○氷室雄一郎委員 では、登用の試験に合格している人の中から、的確な人といいますか、若い人とおっしゃいましたけれども、若い人が必ずしも的確かどうかわかりませんが、これからもそういう――採用とか任命のあり方は、県での裁量権はあるんですかね。全国一律なの、試験の方法等。ことしは校長の試験に合格した人ということなんです

か。次の年とか将来的にはどういうふうに考えておられるか。

○柳田学校人事課長 他県の状況は詳細には承知しておりませんが、本県では、校長の選考試験に合格した者の中から副校長を選任する方向で今後も続けていきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 非常に一番悩んでおるのは最前線の、学級担任を持つとか最前線のお仕事で一番非常に苦勞が多いわけでございますけれども――もちろん重層的な体制を整えて学校の運営をきちっとやっていくというのも必要なんですけども、これから、そういう採用についても、また人選についても、非常に煩雑な、教育委員会の賢明な判断が必要になってくるのではないかと考えておりますので、今後、こういう流れ出しのところは今おっしゃったようなところだと思いますけれども、これから県の裁量で改善すべき点があれば、そういうものも考えながら状況を見きわめてほしいということを要望しておきます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

○氷室雄一郎委員 はい。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

氷室先生の関連ですけれども、学校人事課長にお尋ねしますが、平成19年に法律改正があつて置けるようになった。すぐに置かず来年度からというのが、まず1点ですね。なぜこの時期なのかというのを特別に意味があつたら教えていただきたいというのが第1点でございます。

2点目は、さっき氷室先生の質問の答弁に対して、単純に私は校長と今ある教頭の間ぐらいかなと思つたら、より校長に近い、校長

の代理もできる、同格というような答弁がありまして、ここに本体の法律がないのでわかりませんが、具体的に校長のどういった権限が移って、逆に校長でしかできないのが少なくなるのかなというイメージですので、どちらでもいいです。校長しかできない権限が残る部分、あるいは副校長に移る部分というのをちょっと簡単でいいので教えていただきたいというのが第2点でございます。

それと、氷室先生も御指摘になりましたが、25年以降も校長の採用試験に受かった中から任用しようという方向で考えていらっしゃる。比較的若い年齢の方、ということは——これは一度教育長に政審会のときもちょっとお尋ねしましたけれども、今も校長先生の場合は、あれでしょう、異動とともに名簿登載みたいな形で順次どこどこ校にと配属になるんでしょうけれども、副校長が、例えばある程度、何と申しますかちょっと表現しにくい——副校長制度がなければ、校長としてこの人はどっか行く予定が、若いのがゆえにさしよりこの人は副校長にしとこうかという場合もあるのかなと、先ほどの説明を聞きましたけれども。加えて、副校長になった方が今度校長になりたいというときには、また新たに校長試験を受けなければならないのかと。

この3点、4点、簡潔にちょっとお答えいただければと思います。

○柳田学校人事課長 1点目ですけれども、なぜ今の時期かということでございますけれども、平成19年度に法改正になりまして、この副校長のほかに、主幹教諭とか、こういう新たな職種が同時にできました。まず、教職員の負担感を軽減しようということで主幹教諭を配置いたしまして、この効果を見きわめようということで、まず主幹教諭を配置しました。

昨年から、山本教育長から、校長が非常にやっぱり忙し過ぎるので、権限委譲について

検討しろという指示を受けておりました。それで、当初は教頭に権限をおろす方向で検討いたしておりましたけれども、他県の副校長を入れている状況等を勉強いたします中で、やはり教頭におろす権限というのは非常に限界があるということで、この際副校長を導入して思い切って校長の権限をおろした方がいいんじゃないかということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

2点目の、では権限でどういうものをおろすかということですが、一番わかりやすいのが、会計の事務処理につきましては、現在は1円でも校長が決裁するようになっております。それで、今の検討案としましては、本庁の課長が決裁するぐらいの権限は副校長におろしたいということで今検討を進めております。

それが代表的な事柄でございますが、そのほかにも校務分掌の決定ですとか、あるいは職員会議の開催権限とか、事細かにすべて校長に権限が集中をいたしております。会議等も非常に多うございまして、学校内の会議だけではなくて、学外の会議等も非常に多い中で、副校長を設置すれば校長にかわってその会議に出ることができるというようなことも他県の事例で非常にわかってきましたので、それで権限がやはり副校長に——教頭では今までどうしてもこういう会議には出せないということが非常に多かったという実態がございます。それで、副校長にすれば副校長を出すことができるというようなことも現場の声として聞いておりますので、そういうことで負担感が軽減されるだろうというふうに考えております。

あるいは、先ほど言いました職員会議はどんな軽微な内容であっても校長が招集するというようなことになっておりますけれども、軽易なものについては、この際副校長にもう任せるというようなことで権限をおろしたいというふうなことで考えております。いろいろ

ろほかにも権限をおろす項目は今検討しておりますけれども、一端はそういうことでございます。

それから、副校長は若い人と私申しましたけれども、今県立の場合には校長先生は57歳以上の人が9割占めておりまして、非常に高齢化しております。実際若返りを図るためには、副校長を若い人で導入して、校長の見習い期間といいますか、そういう期間にも人材育成の観点で使えるんじゃないかということで考えております。

校長になるときに再試験をというようにすることもございましたけれども、一度校長試験には合格しておりますので、再試験をということは考えておりません。ただ、経年によって、状況の変化が、例えば病気をしたりとか、あるいは何かの関係で意欲が低下するというようなこともあるかもしれませんので、毎年度私どもの方できちっと面接はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました、今の説明で。たしか以前説明をちょっとお伺いしたときには、優先度の高い県立高校には24年から順次配置していくということで、多分27年ぐらいまで、すべてではなかったと思いますけれども、すべての県立高校にいずれは置かれるつもりなのか。プラス、この法律で、要は市町村立義務教育課程の小中学校にも置けるわけでしょう、19年の改正で。義務教育課程の小学校、中学校に対しては、今後の計画といたしますか、副校長設置の御予定というのをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○柳田学校人事課長 すべての県立学校にというふうには考えておりません。一番中心になりますのは、現在も2人教頭を置いておりますそういう大規模校の校長が非常に負担が高くなっておりますので、そういうところを

中心に配置したいというふうに考えております。今のところ、今後総務部と毎年度協議をしていく必要がありますけれども、30校程度は配置したいというふうに考えております。

それから、小中学校につきましては、まずは県立学校に配置をいたしまして、その効果のある程度見きわめた上で、義務制の小中学校のどういうところに配置したら効果があるかというようなことを考えた上で、今後検討していきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○重村栄委員長 ほかにございますか。氷室委員、どうぞ。

○氷室雄一郎委員 これは考え方によっては、校長さんの試験に通っても、そこで分かれるわけですよ。この人は校長、ちょっとあなたはいかぬ、ほかの方——これは、だから小中学校までまた広げていかれるなら、よっぽど任用、また登用の仕方はある程度のを考えとかぬと、またいろんなところでハレーションが起こったり、逆にそういうことで意欲がなくなったりするという可能性がありますので、今おっしゃったように、4月からというスタートの時点では困難があるかもしれませんが、よっぽど考えていただかぬと非常に難しい問題が出てくるのではないかと、老婆心ながらお伝えしておきたいと思っております。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、これをもちまして質疑を終わりたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました第20号、第24号、第27号、第68号から第74号まで、第83号、第84号、第98号、第101号及

び第102号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。一括して採決をいたします。

議案第20号外14件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号外14件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を一括して受けたいと思います。

それでは、警察本部、教育委員会の順に報告をお願いします。

初めに、江藤交通部参事官。

○江藤参事官 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定及び熊本県収入証紙条例の一部改正について説明申し上げます。

資料は、総務常任委員会で審議される条例関係説明資料でございます。

1ページをごらんください。

1つは、熊本県手数料条例第2条第416号に規定します道路交通法施行規則第30条の13の規定に基づく運転経歴証明書の再交付に伴う運転経歴証明書再交付手数料1,000円、この1件を新設するものであります。

これは、平成23年12月26日に公布されまし

た道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、運転経歴証明書を亡失、汚損等したときの再交付制度が設けられましたことに伴い、運転経歴証明書再交付手数料を新設するものであります。

次は、同条第403号別表第18に規定します道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験手数料、現行1,850円を1,600円へ改定するものなど、お手元の資料に記載してあります105件の手数料の改定でございます。

これは、平成23年12月26日に公布されました道路交通法施行令の一部を改正する政令により、道路交通法施行令第43条規定の運転免許等に関する手数料の標準が改正されましたことに伴い、運転免許に関連するそれぞれの手数料の改定が必要となったものであります。

運転免許関係手数料につきましては、手数料の額の改定であり、熊本県収入証紙条例の改正は必要ありません。施行日は4月1日を予定しております。

次に、資料34ページをお願いいたします。

先に御説明しましたとおり、運転経歴証明書再交付手数料、これが新設されますことから、熊本県証紙条例一部改正が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要につきまして、別添報告資料で報告させていただきます。

本県条例案につきましては、健康福祉部の子ども未来課が提案しておりまして、厚生常任委員会で審議いただくものでございますけれども、公立幼稚園を教育委員会で所管していることから、関係課として御報告申し上げ

るものでございます。

今回の条例改正は、平成23年5月に公布されました第1次地域主権一括法によりまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法と言っておりますけれども、この一部が改正されたことに伴い関係条例を改正するものでございます。

主な改正点は、(1)の教育・保育の実施に関する基準の追加、それから表示に関する義務の追加、それと給食の外部搬入ができる対象施設の見直しという観点でございます。

県内に3園ございますけれども、すべて私立でございます。私学振興課所管分でございます。施行期日は、24年4月1日ということになっております。

報告は以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

今の2件の報告に係る質疑はございませんでしょうか。

○西聖一委員 警察の手数料が100円程度全部下がっておりますけれども、これは国へ納めるお金が減っているからですかね。それと、減ったことによって県の運営費には影響はないんですか。それを先にお聞かせください。

○江藤参事官 平成10年5月に閣議決定されております地方分権推進計画におきまして、原則3年ごとに金額を見直すとされており、今回は、経済情勢、業務実態等の調査結果に基づき、手数料の標準が改定され、結果が減額であったということでございます。

それと、もう一つは、22年5月、政府の事業仕分けの中で、その評価の中で運転免許制度についてのものがありまして、いわゆる運

転免許証更新の際の教材、現在2冊の本を使っていますけれども、これの見直しを行い、更新時講習の手数料が減額になったという事情がございます。そのような事情です。

○西聖一委員 県の運転免許センターの運営には支障はないわけですか、手数料が下がっても。

○江藤参事官 ですから、歳入は当然下がってくるかと計算されます。

○重村栄委員長 支障はないのですか。

○江藤参事官 支障は、まず免許人口からしましても、これから先免許人口は減る傾向に進むわけですが、現在のところまだ現状維持でいけますので、あと3年後の見直しでまた検討されるかと理解いたします。

○西聖一委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 なければ、これで質疑を終わりたいと思います。

次は、その他に入りますが、その他で何かございますか。

○小杉直委員 1つだけ、教育委員会に。

例によって第一高校の男女共学はどやんふうに進んどるですか。

○瀬口高校教育課長 先ほど、先月ですが、前期選抜が行われまして、すごい高い倍率で実施されました。それで、男子生徒の出願は8人ありましたけれども、定員が10名でございましたので、合格が1人の内定という形で出ております。

今、後期の出願が終わりまして、変更も終わりまして集計しました結果、現在第一高校の倍率も昨年度に比べますと相当上がっております。全体で558名の出願者数があります。定員が350でございますが、その中で116名の男子生徒が受験する予定ということになっておりますので、合否の結果はまたその後になると思っておりますが……。

○小杉直委員 100名以上の受験者、男性が、何年ぶりですか。

○重村栄委員長 わかりますか。

○瀬口高校教育課長 100人を超える——在籍者が多かったのは、昭和29年が男子が217名ということでございますので……。

○小杉直委員 30数年ぶりですよ。それで、ほかの学校とのバランスを考えながら、よく教育委員会は協力したと評価しときます。

以上。

○瀬口高校教育課長 ありがとうございます。

○松田三郎委員 教育長は、4月下旬が一応任期ということ、再任の可能性もあるかもしれません。実は、私も次年度は残らない予定でございますので、2つだけちょっと要望させていただきたいと思っております。

1つは、たびたび申し上げておりますが、県の教育委員のメンバーは——今全国的にどうか一部分の首長が、教育委員は要らないというような議論も出ているようでございますが、とりわけ4月以降政令市になりますので、熊本市以外にお住まいの方をぜひ教育委員さんに、順次任期が来たときに、皆さんとは言いませんけれどもという話をもうたびたび申し上げまして、現在八代市にお住まいの

方が新たに教育委員に任命されたと。ほかは私が郡部出身ですと山本教育長がおっしゃってございましたが、仮におやめになられましたら——いずれは、熊本市内の政令市のところばかり見とる人よりも、全部変えろという意味じゃなくて、少しずつでも市以外にお住まいの方がふえるようにというのは、引き続き節目節目で御努力をいただきたいというのが1つの要望でございます。もう一つは、新聞等によりますと、友好都市であります忠清南道の道議会から、例の県立中学校の副教材を、4月ですから使う予定が、使用を中止してほしいというような要望が入っていると。これは県議会の馬場議長あてにも来ておまして、明日ぐらいですか、何か向こうからおいでになるかもしれないという話を聞きました。

報道等によりますと、中身については非常に不正確な間違った認識のもとでの行動のように見受けられまして、言語道断ではございますが、これは無理もないかなと思っておりますのは、ネット等で調べましたら、県内の一部の方、ある組織、あるいは学者、こういった方々が、自分たちでは熊本県の県立中学校の副教材使用をとめられなかった、だから外国にお願いをして皆さんからどンドンドンドン教育委員会にプレッシャーをかけてくださいというような動きがあって、その一環として今回の動きになったというような事情も背景にあるようでございます。

ですから、我々もよその国のことは余り言いませんし、ましてやよその教科書を読んでも余りわからないわけでございますから、恐らく県内のそういった方々が誇張して、あるいは歪曲して、そういった方々に伝えた結果、こういう言動に、行動になられたのではないかと考えております。

ですから、我々県議会としても余り事を荒立てようというつもりはございませんが、一部に外国の評価として、日本人のように黙っ

ていれば認めたこととなるというような評価もあるようでございますので、どうか毅然とした態度で今後ともそういう姿勢を貫いていただきたい。応援を兼ねた要望でございます。

以上でございます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。御参照いただければ幸いです。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時45分閉会

○重村栄委員長 本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

この1年間、皆さん方には大変お世話になりました。ありがとうございました。高木副委員長初め、委員の先生方の御協力をいただきまして、何とか委員長の責を全うすることができました。本当にありがとうございました。

そしてまた、執行部の皆さん方にも真摯な取り組みで質問に対してもお答えいただきましたし、説明等も御丁寧にさせていただきました。本当にありがとうございました。

おかげをもちまして、この委員会も中身のある充実した委員会が1年間できたんじゃないかなというふうに心から感謝申し上げます。

そしてまた、今年度末をもって県警本部で古川部長、それから吉田部長、中野部長、吉村部長、4名御退職でございます。それから、教育委員会の方では、岩瀬次長、阿南次長、お二方が退職のようでございます。職務を離れますと多分心も体も健康になるのでは

ないかなというふうに思います。どうか第二の人生をしっかりと充実ある人生を過ごしていただければありがたいと思います。

それから、ほかの皆さん方につきましても、警察本部につきましても、教育委員会につきましても、いろんな問題がたくさん控えておりますし、また先ほどから質問等出ておりますけれども、国内の問題だけではなくて外国とのかかわりの問題も出てくる可能性もございますし、そういった面では視野を広くして、あるいはいろんな情報網を広くして取り組んでいただくと。そして、この日本の国、熊本県、しっかりいいものになりますように御尽力をいただきますように心からお願いを申し上げます。

本当に1年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

副委員長からも一言。

○高木健次副委員長 委員長の方から御指名をいただきましたので、一言お礼の言葉を述べさせていただきますと思います。

私も、重村委員長を補佐するという副委員長の立場で、委員の皆さん方、そして執行部の皆さん方の御協力をいただきまして、何とか副委員長の職責を果たすことができましたことに対しまして、心から御礼を申し上げますというふうに思っております。

皆さん方の本当に真摯な、一生懸命な取り組みによりまして、いろいろな山積している課題が解決をしようとしている状況であります。県警におきましても、これからまた安心・安全くまもとの実現、そしてさらには政令市移行に伴う県警察の再編問題、また教育委員会におきましても、高校再編の問題、またいろいろな教育環境の充実等に、これからも皆さん方力を合わせて一生懸命取り組みをいただきたいというふうに思っております。

本当に皆さん方のこの1年間の御協力に対しまして、心から御礼を申し上げまして、簡

単ですが、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○重村栄委員長 以上をもちまして、第5回文教治安常任委員会を終了いたします。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時49分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長